

公立大学法人新見公立大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成27年4月1日

(目的)

公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という）は、学術研究の信頼性と公正性を担保しつつ、法人の学術研究業務に対する市民からのさらなる信頼を確保するため、公的研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

法人の職員、学生及び本学の施設設備を恒常的に利用する者（以下「職員等」という）は、自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

- 1 職員等は、法人の管理すべき公的研究費等の原資が市民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること
- 2 職員等は、公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び法人が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと
- 3 職員等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること
- 4 職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること
- 5 職員等は、公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること